

1. 後期プランの基本的な考え方

(1) 背景

本市における就学前児童数は、全国的に少子化が進む中、減少傾向にあり、引き続き、効果的な少子化対策に取り組んでいく必要があります。こうした状況において、幼稚園の入園者数は減少傾向で、特に公立幼稚園では定員を割り込む状況が続いています。その一方で、保育所等では待機児童が発生し、本市では、平成 29 年度から平成 31 年 4 月当初にかけて 500 人の入所枠拡大を図っていますが、現在も特に年度途中の待機が深刻となっています。

一方で、令和 2 年から、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届出数に減少傾向が見られており、テレワークなど働き方も多様化していることから、保育需要を見込むにあたっては、十分な見極めが必要とされます。

本市の市税収入は、令和元年度をピークにして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3 年度で大きく減少し、令和 4 年度で一定回復するものの、それ以降は高齢化の進展などによる納税義務者数の減少により減少傾向が続くものと見込まれます。歳出面でも扶助費などの社会保障関連経費の増加などが見込まれ、本市財政を取り巻く状況は、年々厳しさを増していくものと予想されます。

(2) 策定の趣旨

喫緊の課題である待機児童対策など、子育て施策を推進するとともに、今後の保育需要の減少時期も見据えた公立施設のあり方を示すため、幼保連携の考え方のもと、平成 30 年 11 月に「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以下、「プラン」といいます。）を作成しました。

プランの期間は 10 年間（令和元年度から令和 10 年度）で、前期（令和元年度から令和 5 年度）を保育需要が増加傾向にあり、待機児童対策を踏まえた取り組みを進める期間、後期（令和 6 年度から令和 10 年度）を少子化による保育需要の減少を視野に入れた取り組みを進める期間としており、現在はプランの前期の取り組みを推進しているところです。

（プランにおける 4 つの基本的な考え方）

- ①子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。
- ②少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理します。
- ③公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。
- ④公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。

この 4 つの基本的な考え方については、令和 6 年度以降のプランの後期においても、引き継ぎますが、現在の子育て支援に対するニーズやプランの前期の取り組みの成果などを踏まえた上で、子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりや保育需要の減少時期における公立施設の適正な施設数や配置場所に関する方針など、プランの後期に取り組む内容を具体的に示すため「後期プラン」を策定します。